

(更新) 2025年9月9日
2025年8月8日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2025年10月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
石川県	金沢市	8月7日
鹿児島県	霧島市 薩摩川内市 曾於市 始良市	8月7日
山口県	宇部市	8月10日
熊本県	熊本市 八代市 玉名市 上天草市 宇城市 天草市 下益城郡美里町	8月10日

	玉名郡玉東町 玉名郡長洲町 八代郡氷川町	
福岡県	福津市	8月10日

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）